

携帯電話携行同意書

学校の主旨を理解した上で、携帯電話を携行させます。
ただし、校内におけるルールを守れなかった場合は、その扱いにつきましては学校の規定どおりにしていただくことに同意いたします。

第 学年 組 番

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

利用機種および機種番号：

携帯電話 スマートフォン (チェックをお願い致します。)

フィルタリング加入証明書 添付場所

の り し ろ

※フィルタリング加入証明書は、各携帯電話会社にて発行していただけますが、一部店舗は有料の場合がありますのでご了承下さい。また、契約書や料金明細などで加入状況が確認できるもののコピーでも可能です。

※携帯電話を2台持たせる場合（ウィルコムなど）は、2台分添付記入してください。

⇒同意書の提出されていないものについては校内持ち込み禁止となります。

(校内ルール1に該当します。)

平成25年3月23日

保護者各位

豊南高等学校長 高橋 要
生徒指導部主事 小川 能子

携帯電話の校内規則について

陽春の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素、本校の生徒指導について御理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

25年度も携帯電話を学校に持ち込む場合は、「携帯電話携行同意書」の提出が必要になります。最近、スマートフォンのアプリによるトラブルやLINEによるいじめなど生徒たちを取り巻く問題は、より一層複雑になっております。よって、再度本校におけるルールを親子で確認していただき、トラブルに巻き込まれることがないようにしていただきたいと思っております。スマートフォンについてのアクセス制限について別途プリントを配布させていただきましたので（「スマートフォンを検討中・使用中の保護者の皆さんへ～池袋警察～」）、「スマートフォン端末のフィルタリング対応」よくご覧いただき適切な対応をお願いいたします。

【確認事項】

校舎内で生徒が携帯電話を使用していた場合（フィルタリングしてあることが原則）⇒現行通り

1. 没収し、担任が1日（1泊）預かる。翌日反省文を書き担任と面談を行う。→担任は生徒指導部へ報告（実態調査のため）
2. 再度（2回目）没収された場合、担任が2日（2泊）預かる。
2日後前回の2倍の反省文を書き担任と面談を行う。この時、次のような誓約書を入れる。
「次回校舎内で使用した場合は、保護者呼び出しのうえ、携帯電話を解約いたします。」
3. 3回目指導。保護者を呼び出し、この時に携帯電話の解約通知書を持ってきてもらう。

- フィルタリング状況を把握するため、**同意書の提出を毎年年度初めに行う**。その際、フィルタリングの証明は料金請求などの契約内容のコピーでも可能とする。
- 同意書には機種番号等を記入し（2台持っている場合は2台とも）、**機種変更した場合には再度同意書を提出する**。提出しない場合の校内持ち込みは許可しない。⇒不要物として扱う
- スマートフォンを持つ場合は、現行のフィルタリングでは対応しきれないため、**インターネット機能に対するアクセス制限**も付けることを原則とする。

教員が1・2日預かる理由は、携帯電話と生徒の間に距離を置かせることが目的です。校舎内でも携帯電話を離せない生徒は依存の傾向があり、それはまたコミュニケーション能力不足

へとつながる恐れあります。

3. の最終的に解約までさせる理由は、学校内でルールを守れずおもちゃのように使っている携帯電話を本当に持たせる必要があるのか、携帯電話を持たせている親の責任を保護者にも意識していただくためです。

【スマートフォンについて】

スマートフォンの普及率は急激に高くなっています。しかし、スマートフォンは高校生に本当に必要でしょうか？

スマートフォンは、携帯電話とパソコンが一体化した機械と本校では考えております。スマートフォンを持つことは、24時間パソコンを携帯しているのと同じです。よって、従来の携帯電話につけるフィルタリングサービスだけでは不十分です。それだけでは、インターネットに普通に入ることができるので、夜遅くまでゲームアプリなどで遊んだり、様々なサイトに行ったりと問題点は多くあります。家庭のパソコンには様々な規制をかけているのに、スマートフォンは何もしていないでは意味がありません。

生徒にスマートフォンを持たせる必要があるのならば、フィルタリングだけではなくインターネットのアクセス制限にも入ることが必要と考えます。

本校で、携帯電話の校内への持ち込みを許可できるのは緊急時の連絡ツールとして保護者が持たせたいからという意見からで、ゲーム・音楽を聴くためならば、それは連絡ツールではなく多目的ツールになります。そのようなものは本校への持ち込みを許可できません。現に、ゲーム機・音楽メディアの持ち込みは禁止で没収となります。それと同じ扱いになります。

スマートフォンで「携帯電話の同意書」を提出する際、フィルタリング及びアクセス制限がかかっていることが条件になります。

最後に、学校では携帯電話を持たせることは推奨しておりません。

保護者の責任において携帯電話を持たせる意図、そしてルールをしっかりと生徒と話し合ってください。ご協力お願いいたします。

※「携帯電話携行同意書」提出期限

平成25年4月20日（土） 各HR担任にご提出ください。